

コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。

令和2年度より私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満世帯に上限396,000円の支援金が支給されることになりました。これにより新潟県では年収590万円未満世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現しました。

しかしながら、就学支援金制度の対象が授業料のみに限定されているため、入学金や施設設備費の保護者負担は残されています。また、年収590万円を超える世帯では就学支援金が118,800円にとどまっており、学費の負担が一気に増えます。本県においては国と県の学費支援を受けても、年額約14万円から約47万円の負担が残され、公立高校ではこれらの世帯は5,650円の入学金負担のみであることから、学費の公私間格差は依然として大きな開きがあります。

新型コロナウイルス感染症が収まる気配はなく、休業や失業など経済的に深刻な影響を及ぼし、県民の生活を脅かしています。とりわけ、私立高校の保護者にとっては学費負担が重くのしかかり家計への圧迫が懸念されます。

政府及び国会におかれましては、コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

- 1 私立高校生への就学支援金制度や学費軽減制度を拡充すること。
 - (1) 年収590万円を超える世帯への支援金を増額してください。
 - (2) 私立高校生を含む多子世帯の所得制限をなくしてください。
- 2 私立高校入学金への新たな助成措置を講じてください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月21日

小千谷市議会議長 本 田 剛

(提出先)

内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長